

老共御守の者共、御異見申上候事あれば、御あらがひなく御聞入被成候。

〔吉備烈公遺事〕一寒夜に橋を食しさせ給ふ時侍醫の冷たる物いかゞ候や覽と申せしに、やがてさし置せ給ひしが、後に危き事も有けるよと、くり返し獨言仰けるを、侍せし女房の、いかなる事にやと問まゐらせしかば、さればよ、先に之かゞの事有き、予光池田も夫ばかりの事は、之りぬといはんとせしが、いはでやみたりき、もしさいはんには、是より後誰か予を諫る人あらん、彼一言にて諫を拒むの主となりぬべかりしを、いはざるは、危き事の至極也と仰ける。

〔明良洪範續篇三〕大久保越中守、館林ノ御家老ニ仰付ラレ、誓詞ノ時、其誓詞ノ文ノ中ニ、御心得違ニテ、万一御逆意ノ思召立モ有ン時ハ、早速言上仕ベシト云文ヲ見テ、此儀ハ御請仕難シ、臣タル者君ノ非ヲ申立ル事有ンヤ、道ニ違ヒタル御行ヒモ有ン節ハ、幾度モ諫言仕リ、其上ニモ御用ヒ無ケレバ、其時ノ臨機應變ニ仕ルベシ、イカナル惡事成リトモ、公儀へ申上ン事存ジモヨラズ、但シ善事ハ大小トモ早速申上ベク候ト云テ、誓約セラレケル。

〔窓の須佐美三〕因幡守山名豊就の家に老儒ありけり、君幼くして孤となり、婦女の中にてそだち、女の手にて成人せし事故、常に酒食に耽り、放逸のみ多かりしかば、彼翁さまトに教訓しけれども、あへて用る心なく、縦欲日々に長じければ、翁其家を立退きけるが、一通を殘して云、先君仰置れしむねに任せ、年月愚意を申せども御許容なし、されば某先君の御遺戒と違ひ、且素餐のそしり辭しがたく、立退る由を書て、翁の退たりしを豊就聞て、書置るものはなきやとありし時、其書出したりしかば、これを取て一間に入、終日讀て、快々として怨愁にたへず、即人を立しめて、行衛を尋ねさせて申されけるは、年來君が諫を不用誤りたる事詞なし、向後は悉く改て君が意に従ふべし、早く立歸りて、今一度教申候へと、詞を卑して罪を謝せられければ、翁ももだしがたく、歸り來りて元の如く仕へけり、これよりして今までの非儀悉くあらためて、別の人になられけ